

議案第60号

天理市工場等誘致条例の一部改正について

天理市工場等誘致条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例

天理市工場等誘致条例（平成7年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市企業立地支援条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、本市における産業の振興を促進するため、市内に事業所を設置する企業に対して奨励措置等を講ずることにより、企業の誘致及び定着並びに本市経済の発展及び雇用機会の拡大を図り、もって活力あるまちづくりを推進し、市民生活の向上に資することを目的とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- （1） 企業 営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- （2） 事業所 事業の用に供するため、直接必要な人的設備、物的設備及び事業の継続性を備えた施設をいう。

第2条第3号中「工場等を有しない者」を「事業所を有しない企業」に、「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に改め、同条第4号を次のように改める。

- （4） 増設 市内に事業所を有する企業が、既存の事業所の規模を拡大することをいう。

第2条第5号中「工場等を有する者」を「事業所を有する企業」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に改め、同条第6号中「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に、「者」を「企業」に改め、同条第7号中「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に改め、

「土地」の次に「（操業開始前3年以内に取得したものに限る。）」を、「償却資産」の次に「（同法第348条の規定により固定資産税を課することができない固定資産並びに賃貸用に所有する土地及び家屋を除く。）」を加え、同条第8号を次のように改める。

（8） 常時雇用従業員 事業所において雇用期間を定めずに常時雇用する従業員のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者となる者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）をいう。
第2条に次の1号を加える。

（9） 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。

第3条中「指定地域における工場等」を「、市内における事業所」に改める。
第4条中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改める。
第5条の見出しを「（企業立地奨励事業者の指定）」に改め、同条第1項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に改め、同条第2項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に改め、第1号を削り、同項第2号中「工場等」を「事業所」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「3億円」を「1億円（中小企業にあっては、1,000万円）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、増設の場合にあっては、5,000万円（中小企業にあっては、500万円）以上であること。

第5条第2項中第5号を第2号とし、同項に次の3号を加える。

- （3） 納期限の到来した市税その他公課を滞納していないこと。
- （4） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業及びこれに類する営業でないこと。
- （5） 天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者がいないこと。

第6条の見出しを「(事業所設置計画の変更等)」に改め、同条第1項中「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に、「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に改める。

第7条中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に改める。

第8条の見出しを「(事業所設置奨励金)」に改め、同条第1項中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改め、同条第2項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改め、同条第3項中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に、「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「3年間」を「3年間又は5年間」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 事業所設置奨励金の額は、投下固定資産に対して各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、算出した事業所設置奨励金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 3年間 各年度の固定資産税の100分の100に相当する額

(2) 5年間 各年度の固定資産税の100分の60に相当する額

第9条第2項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「当該工場等」を「当該事業所」に改め、同条第3項中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に、「当該工場等」を「当該事業所」に改め、同条第4項中「従業員」を「常時雇用従業員」に、「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に、「10人」を「5人」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、中小企業にあっては、2人を超える1人につき20万円とする。

第9条に次の1項を加える。

5 雇用促進奨励金は、2,000万円を限度とする。

第10条中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に、「受けようとする者」を「受けようとする企業」に改める。

第11条第1項第2号中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に改め、同条第2項中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(税額の更正に伴う事業所設置奨励金の返還等)

第12条 奨励措置に固定資産税の額の更正があった場合で、事業所設置奨励金の額を更正すべきと認めるときは、市長は、事業所設置奨励金の一部の返還、次の年度の事業所設置奨励金との相殺その他必要な措置を命じ、講ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に企業立地奨励事業者として指定する事業所に対する奨励措置について適用し、同日前に工場等誘致奨励事業者として指定された工場等に対する奨励措置については、なお従前の例による。